

○東京藝術大学藝大ルネッサンス基金に関する要項

〔平成18年2月13日〕
〔学 長 裁 定〕

改正 平成19年3月28日 平成23年3月29日
平成24年4月1日 平成25年10月24日
平成27年3月26日

(目的)

第1条 この要項は、藝大ルネッサンス基金（以下「基金」という。）について、運用等必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要項において「基金」とは、東京藝術大学寄附金取扱規則（以下「規則」という。）に定める寄附金で、次項で定める藝大ルネッサンス事業の支援を目的とし、寄附条件を付さずに受け入れたものをいう。

2 この要項において「藝大ルネッサンス事業」とは、次の各号に掲げる事業をいう。

- (1) 社会に開かれた大学としての展開に係る事業
- (2) 演奏・展示活動の国際展開、国際発信に係る事業
- (3) 新たな芸術領域の創造と融合に係る事業

(受入れ)

第3条 基金への寄附申し込みについては、規則第3条に定める審査を経たものと見なすものとする。

(顕彰)

第4条 基金寄附者に対する顕彰は、東京藝術大学特定寄附者顕彰銘板取扱要項に定めるものとする。

(基金の用途)

第5条 基金の用途は、藝大ルネッサンス事業の一環として大学が実施するもの、又は、本学の役職員が実施する事業で藝大ルネッサンス事業の趣旨に合致するものと学長が認めたものの経費とする。

2 学長は、財務企画室の意見を参考として、前項の用途及びその使用額を決定する。

(事業報告)

第6条 学長は、各年度の終了後、基金寄附者に事業報告をおこなうものとする。

(基金の管理)

第7条 基金の管理は、経理責任者が行う。

(事務)

第8条 基金に関する事務は、社会連携課において処理する。

(雑則)

第9条 この要項に定めるもののほか、基金の取扱いに関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この要項は、平成18年2月13日から施行し、平成17年5月23日から適用する。

附 則

この要項は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。

附 則

この要項は、平成27年4月1日から施行する。